

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 4 日現在

機関番号：32686  
 研究種目：基盤研究（C）  
 研究期間：2010～2012  
 課題番号：22614008  
 研究課題名（和文） 犯罪者の社会への再統合と地域のパートナーシップに関する研究  
 研究課題名（英文） Study on Reintegration of Offenders into Community and Partnership in the Community  
 研究代表者  
 小長井 賀與（KONAGAI KAYO）  
 立教大学・コミュニティ福祉学部・教授  
 研究者番号：50440194

## 研究成果の概要（和文）：

本研究の目的は、犯罪者の更生ニーズを探り、もって犯罪者の再統合を推進する仕組みを提示することにある。そのために、量的・質的調査を行い、欧州諸国の関連の制度を研究した。

犯罪者には犯罪への責任意識、再犯リスク管理、問題解決能力に問題があった。また、社会から排除されがちである。よって、刑事司法での犯罪統制的介入とともに、社会政策や地域福祉による就労を含めた包括的生活自立支援が必要である。

研究成果は、2013年に単著「犯罪者の再統合とコミュニティ」として出版した。

## 研究成果の概要（英文）：

The purpose of this study is to search for rehabilitation needs of offenders and then to propose effective system to forward reintegration of offenders into community. For such purpose I conducted quantitative and qualitative investigations, and studied relative systems in European countries.

Most offenders lack sense of responsibility for the harm they caused to victims and/or community, controlling recidivism risk of themselves and problem solving skills. Further many of them are excluded from the society. Thus in order to prevent recidivism, it is necessary to provide comprehensive support for their life including job seeking through social policy and community welfare as well as crime control intervention by criminal justice policy.

I published deliverables of this study as a book titled “Reintegration of offenders and community” in 2013.

## 交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2011年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2012年度	900,000	270,000	1,170,000
総計	3,400,000	1,020,000	4,420,000

研究分野：時限

科研費の分科・細目：共生・排除

キーワード： 犯罪者、再統合、責任、再犯リスク管理、刑事政策、社会政策、コミュニティ、パートナーシップ

### 1. 研究開始当初の背景

犯罪者のコミュニティへの包摂に関する前回の科研費研究を更に発展させる意図をもって、包摂の先の段階である犯罪者の社会への再統合について研究したいと考えた。

### 2. 研究の目的

犯罪者の社会への再統合のあり方と方策について、犯罪者の更生ニーズに関する質的および量的な実証研究を行い、さらに欧州北部諸国の関連制度の調査した結果に基づいて、日本に相応しいモデルを提示する。

### 3. 研究の方法

刑務所から釈放された後に更生保護施設へ戻り、その後に施設を退所して単独で生活を営み、更生が進みつつある者 10 名に対し 2 時間のヒヤリング調査を行い、また、更生途上にある保護観察対象者とその担当保護司 130 組に対して行ったアンケート調査結果を多変量解析によって分析した。さらに、日本、イギリス、オランダ、デンマーク、フィンランド、スウェーデンの犯罪者処遇や更生支援の現場を視察し、文献によって研究した。これらの成果を総合し、日本に相応しい犯罪者の社会への再統合を推進する方法を考察した。

### 4. 研究成果

#### (1) 研究の主な成果

① 更生途上にある性犯罪保護観察対象者と保護司との 130 組に対するアンケート調査によって結果得られた知見

林の数量化理論第 III 類による行列分析およびクラスター分析を行い、対象者の特徴を見た。

表 1、2 で、I 軸・II 軸においてプラスとマイナス方向に反応したカテゴリーのうち、それぞれ上位 10 の事項を示した。I 軸は固有値 0.1417、寄与率 8.58、累積寄与率 8.58、相関係数 0.3764、II 軸は固有値 0.1047、寄与率 6.34、累積寄与率 14.92、相関係数 0.3235 である。

表 1 カテゴリースコア (I 軸)

プラス方向	1	学業達成経験あり	1.77554
	2	社会適応問題なし	1.35791
	3	犯罪原因・利得	1.32907

	4	仮釈放事案	1.10419
	5	保・保観態度に問題あり	1.05715
	6	仕事の達成経験あり	1.05606
	7	成育問題特になし	1.05274
	8	保・生活の問題なし	0.89749
	9	高学歴	0.89060
	10	犯行時職	0.86707

マイナス方向	1	引受人は兄弟・子ども	-4.65957
	2	引きこもり・孤立	-3.93233
	3	知的能力の制約	-3.23853
	4	保・保観態度の問題なし	-2.79176
	5	精神疾患・発達障害	-2.74407
	6	犯行時の生活問題・無職	-2.68136
	7	保・生活の問題あり	-2.45416
	8	犯行時無職	-2.19162
	9	保・家族非協力、いない	-1.69583
	10	本・現在悩みあり	-1.67494

表 2 カテゴリースコア (II 軸)

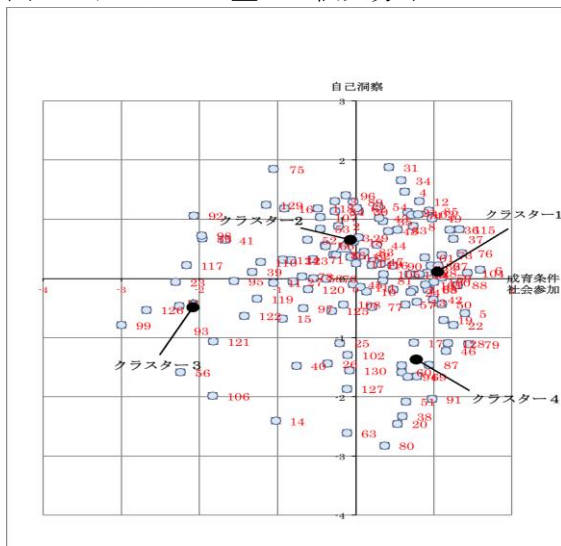
プラス方向	1	本・リスク認識あり	2.15627
	2	保護付執行猶予事例	1.67126
	3	引受人は父	1.63754
	4	本・リスク認識なし	1.49526
	5	本・課題は自己解放系	1.39579
	6	犯行時は性に耽溺	1.23198
	7	成育問題・父の不在又は弱さ、両親の不仲	1.22465
	8	本・犯行要因の認識あり	1.20779
	9	犯行時の生活問題・頻回転職	1.18753
	10	対人関係不得手	1.18108

マイナス方向	1	引受人家族以外かなし	-3.96502
	2	引受人妻	-3.74895
	3	本・犯罪要因認識なし	-3.72783
	4	本・犯行時の生活上の問題認識あり	-2.66969
	5	本・責任の取り方は刑に服すこと	-2.06594
	6	犯行時は経済的困窮	-1.99844
	7	成育問題・母と関係不良	-1.86254
	8	本・犯罪抑止は家族の支え	-1.82715
	9	本・被害者への害認識不十分	-1.41038
	10	本・刑罰に納得なし	-1.16535

第I軸では成育歴等過去の事実、社会適応状況、保護司の本人評価など客観的事実や外部の評価が効いている。第II軸では本人の事件に係る認識や洞察、家族関連事項など本人の性格傾向や認知に係る事項等本人の精神内面の有り様が効いている。

I軸を「成育条件、社会参加」、II軸を「自己洞察」と名付け、四つのクラスターを抽出した。各クラスターの重心と個人分布を下図のとおりである。

図：クラスターの重心と個人分布



各クラスターの特徴は次のとおりである。

### 第1クラスター

回答者の24人(19%)が該当し、相対的に犯罪傾向が進んでいるか、あるいは本件事案が重大な者が多い。

引受人は「父」が71%と特に多く、父子関係が破綻していない。75%には成育上の顕著

な問題がない。

このクラスターの大きな特徴は、保護司は本人やその生活にほとんど問題が無いとし、一方、本人には犯罪動機や犯時の生活問題に対する洞察があり、被害者に与えた害を認識し、本件の刑罰に納得し、保護司と本人がプラス面で近い認識を持っている。

そこから、88%の者が「現在は悩みがない」とするのも正しい認識によると考えられる。

保護司は、再犯抑止要因では「家族の支え」(54%)が高く、課題として「感情統制」(17%)の必要性が低いとしている。家族関係に恵まれ、現状では本人が感情統制できている状況が窺える。

このクラスターには累犯者など犯罪傾向が進んでいる者が多いが、保護司や家族などの支えがあり、犯罪に対する洞察ができ、自分の犯罪が被害者に与えた害も認識している者が中心である。しかし、本件に対しどう責任を取るかについては、明確な方向性が示されていない。さらに、自らの再犯リスク状況に対する認識が不十分な者が大半で、再犯の因子を潜ませた表面的な優等生も含まれている可能性がある。

### 第2クラスター

このクラスターには被調査者の52%が該当する。「仮釈放者」と「執行猶予者」がほぼ半数で、被調査者全体の平均に近い。

75%に生育上の問題があり、「仕事の達成経験がない」が68%と高い。母引受人である者が40%と有意に高く、父の陰が薄い。

この層の特徴は、家族関係や対人関係、生育歴、職業歴等について負因をもちながら、本人の自己評価は高く、犯罪に対する適正な認識も持っていることである。育成上の問題点などにとらわれず、本人はよく努力していると理解すべきだと思われる。

成育上の負因にも関わらず、保護司の評価は特に低くもない。ただし、保護司はこのクラスターの対象者を様々な学習や指導を経て問題点やあるべき方向性を認識していると一応評価しているが、不安視している面もあり、さらに人間としての幅を広げるべきだと思っている。

### 第3クラスター

この層に25人(19.2%)が分類され、執行猶予者が92%を占める。

学歴は高卒未満が60%と多く、知的能力の制約をもつ者(28%)が多い。

保護司の本人に対する認識や評価も全般に厳しく、多方面からのかなり強い指導や支

援が必要だと見ている層である。

そうした保護司の評価を裏付けるように、本人には犯罪に関する洞察が十分でない。

#### 第4クラスター

構成は13人(10%)と少ないので、検定の有意性に注目して考察した。

執行猶予者が92%を占めている。犯行時の飲酒・薬物常習が半数を超える。

社会的な面では、中卒者が過半数であるが有職者が92%おり、そのほとんどが仕事の達成感経験者である。反面、対象者の69%は犯罪抑止のためのニーズとして安定した仕事の確保を挙げており、努力家であり上昇志向が強いが、自分の望む境遇と現状とのギャップを感じる者が多い。

また、85%の者には育成上に顕著な問題がない。引受人が「妻」が62%と多く、他の項目でも、両親などの血縁家族との関係性が弱い。妻帯者でありながら性犯罪を惹起していることから、妻との関係も堅固ではないと想像できる。これらから、自立していても脆弱な社会関係の基盤の上で生活している傾向が窺われる。

実際、犯罪の要因や犯時の生活上の問題、刑罰の受入れ、犯罪リスクの認識等ほとんどの項目で、自分の問題性に対する洞察や責任の受入に問題がある。また、本人は性犯罪を行ったにも関わらず、犯罪要因の認識として誰も「性的欲求」を挙げていないことなど、犯罪そのものの理解がないか、あるいは否認している。さらに、85%の者が「現在の悩みはない」としている。全般に自己中心的な傾向や精神的な脆弱性など、再犯の潜在因子があると思われる。

一方では、保護司の本人に対する評価や認識に特筆すべきことがない中で、保護観察の目標が「再犯防止」が77%と高い。保護司が行動規制を主眼にした指導をしていることは、上記のような問題の多い本人の現状を保護司が判断の背景としているとも思われる。

本人も、再犯抑止理由として「自分の意思」(77%)や、自分の課題として「慎重な行動」(69%)を上げ、ある程度自分の脆さを感じて自分で「踏ん張っている」状況も窺われ、その点に脆弱さが感じられる。このクラスターは、最も再犯因子の強い人たちとしてケアが必要な層であるといえる。

#### 被調査者の全般的傾向

自らの再犯リスクのある状況について、全体で60名(46.2%)には認識がない。どのクラスターにもリスク認識のない者が分散

している。相関分析の結果、再犯リスク状況の認識ができていない者は犯罪要因への洞察や犯行時の生活上の問題への認識もなく、被害者へ与えた害の認識も不十分であることが分かっているので、問題といえる。

更生の第一歩は自らに対峙し、自分の問題性を知ることである。自らの犯罪への機制や再犯リスクの実際を知ることによって感情や行動の統制の可能となり、再犯を回避できる。こういう前提に立つと、特にクラスター4に分類される者が自ら再犯を制御するのは難しいと危惧されるが、それ以外のクラスターの者にも、程度は低くとも同様の危惧がある。

とはいえ、どの者も調査時点で再犯はなく、保護観察から離脱もしていない。更生意欲はある者と認められるが、その意欲が現実の更生に繋がりにくい状況にあるといえる。そこで、いかに犯罪の責任を受入させるか、犯罪の根底にある自分の問題性や脆さに対峙させるかが、犯罪者処遇の課題だといえる。保護観察対象者が更生の意欲をもち、目指す方向性も分かっているのなら、具体的な方法が分からないでいるのなら、その者に寄り添って、具体的な生活場面で指導、支援すべきである。

#### ② 更生している刑務所出所者に対する質的調査から得た知見

- ・ 大半の者は判決に納得し、自分の罪と責任を受け入れていた。
- ・ 全員が、刑務所は自分にとっては人生をリセットする場であったと、受刑生活を肯定的に再評価していた。
- ・ 刑務所での生活を受け入れた後には、意識を自分の内面に向け、犯罪の背後にある自分の問題性に対峙し、生活や自分自身の問題があつて犯罪を行ったと「問題のサイクル」を洞察していた。
- ・ 大半は刑務作業や職業訓練で成功体験をし、それを職員に認められて、肯定的な自己評価をし、がんばれば周囲は評価してくれるという向社会的な意識を持っていた。このような構えは、更生保護施設でも継続していた。
- ・ ほぼ全員が適正な現実認識ができていた。すなわち、犯罪前歴を背負ってしまった自分の社会的ハンディを十分に認識し、求職に際して高望みをせず、まず入れる所に就職し、以後職場に足場を固めつつ、キャリアアップができればするといった現実的な選択をしていた。自活することが生活を立て直す要件であることを認識し、恵まれない自分の境遇や社会の理不尽さに嘆くことよりも、現実をそのまま

受け入れ、自分にできることを選択していた。

### ③ 実証研究によって明らかになった犯罪者の更生ニーズ

以上の実証研究の結果から、犯罪者に次のような更生ニーズがあることが分かった。

- ・ 適正な刑事手続きと妥当な判決、それに対する犯罪者自身の納得
- ・ 犯罪者が自分の問題性に対峙するための精神的支持
- ・ 犯罪者に自分の問題性や犯罪を行うサイクルを洞察させるための介入（認知行動療法、カウンセリングなど）
- ・ ニーズのある者への職業訓練、資格取得支援
- ・ 刑事施設からの帰住先の整備（住宅支援、更生保護施設での受入を含む）
- ・ 公的な就労斡旋支援、ガイダンス
- ・ 市民セクターによる就労・生活自立支援
- ・ 公的機関や専門家による継続的なキャリアガイダンス、職業技能訓練
- ・ 刑期満了後における再犯抑止のためのアフターケアの制度化と地域拠点の創設（希望を与えるプログラムの提供を含む）

### ④ 英国、デンマーク、オランダ、フィンランド、スウェーデン視察から得た知見

- ・ 更生支援を支える原理

これらの国における更生支援の大きな特徴は、犯罪者に限定した特別枠でなく、通常の市民と社会との権利・義務関係の中で犯罪者の更生を考えていることである。すなわち、社会は市民に自由権と社会権を保障し、市民はもてる能力を発揮して社会を支えるという相互関係が基盤となっている。これを原理とすると、市民の生活自立と就労による社会参加の条件を整備するのが社会の責務であり、市民は社会から提供される教育訓練の機会を活用して雇用可能性を高め、労働によって社会に貢献することが期待されることになる。障害や高齢などの事情で通常の労働が難しい場合には、半就労やボランティア活動が代替となる。ここから、犯罪者が犯罪前歴、基礎学力・職業技能の不足がハンディとなって通常の就労が難しいなら、社会が特別支援を行って社会参加を支えることが正当化にされることになる。

- ・ 更生支援を支える理念と仕組み

このような立場を端的に示す理念が北欧の「ノーマライゼーション」であり、就労と

生活自立支援を支える政策が制度英国の「ワーク・フェア」、EUの「アクティベーション」である。また、社会経済的基盤や公共サービスの立ち後れた地域で犯罪に多発しているから、「コミュニティの再生」のための公共投資も犯罪者の社会的包摂に結びつくことになる。

なお、犯罪者を含め、社会の周縁にいる人々に対する特別支援は、EUや国の社会・労働政策を、近隣社会の関連機関・団体・個人によるパートナーシップを活用した地域活動に繋げて行われている。

### (2) 日本への犯罪者処遇制度に関する提言

- ① 犯罪者の社会への再統合を促進する理念を改めて策定すること
- ② 犯罪者の自己覚知、再犯リスク管理、正しい現実認識、問題解決能力、現実的なキャリア形成を促進する、日本に適合した体系的な処遇プログラムおよび地域支援プログラムを発展させていくこと
- ③ 犯罪者処遇実務家による再犯リスク管理体制の充実・強化

### (3) 得られた成果の国内外での位置づけとインパクト

犯罪者本人と担当保護司を被験者として日本の犯罪者の課題と更生ニーズを直接に探り、犯罪社会学的な視点からの実証研究を行い、また、海外の関連制度を広く体系的に収集して理論的に整理し、先行研究にはない新たな知見を提示した。

### (4) 今後の展望

さらに実証研究や国際比較研究を行い、犯罪者処遇制度の発展に寄与できるような知見を提示していきたい。

### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計6件）

- ① 小長井賀與、福祉の充実だけでは足りない犯罪者処遇 - 調査研究から推し測る犯罪者のニーズ、罪と罰、査読有、50巻2号、2013、138-154
- ② 小長井賀與、地域に根ざした犯罪者処遇 - 犯罪者を地域福祉に繋ぐ、犯罪と非行、査読有、171号、2012、30-44
- ③ 小長井賀與、犯罪研究動向 - 性犯罪者処遇の動向、犯罪社会学研究、査読無、37号、2012、139-145
- ④ 小長井賀與、更生支援の視点から犯罪者処遇を考える、法学新報、査読無、117

卷7・8号、2011、297-328

- ⑤ 小長井賀與、犯罪者処遇領域における被害者支援、被害者学研究、査読無、20号、2010、91-99

[学会発表] (計2件)

- ① 小長井賀與、Measures to Prevent Recidivism by Ex-Offenders – A Japanese Perspective Encouraging Reintegration into Community、2012年9月14日、第12回欧州犯罪学会、スペイン・ビルバオ
- ② 小長井賀與、Supporting Sex Offenders in the Community: A Japanese Perspective Encouraging Reintegration、2011年8月9日、2011年8月9日、第16回国際犯罪学会、神戸国際会議場

[図書] (計5件)

- ① 小長井賀與、成文堂、犯罪者の更生とコミュニティ – 司法福祉の視点から犯罪を考える、2013、200
- ② 松本勝、小長井賀與、他、成文堂、更生保護入門、2013、52-62、163-172
- ③ 津富宏、小長井賀與、他、現代人文社、犯罪者の立ち直りと犯罪者処遇のパラダイムシフト、2013、149-178

[その他]

ホームページ等

研究者情報 小長井賀與

<http://univdb.rikkyo.ac.jp/search?m=name&l=ja&s=1&n>

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

小長井 賀與 (KONAGAI KAYO)  
立教大学・コミュニティ福祉学部・教授  
研究者番号：50440194

### (2) 研究分担者

なし

### (3) 連携研究者

前田 忠弘 (MAEDA TADAHIRO)  
甲南大学・法学部・教授  
研究者番号：60157138

平山 真理 (HIRAYAMA MARI)  
白鷗大学・法学部・准教授  
研究者番号：20406234